

税理士と関与先のための総合誌

月刊 / 年3月1日発行 (毎月1回1日発行) 第68巻第3号
昭和33年11月11日 第3種郵便物認可 ISSN 0514-2512

日本税理士会連合会 監修

March 2025

3

Vol.68 No.3

月刊

税理

特集

令和7年度

税制改正の概要と 実務ポイント

今月の
Key Word

利益送金税

処分証書の法理

年収の「壁」

プラットフォーム課税

比準要素数1の会社

別冊付録



WEBセミナー

令和7年度税制改正
個人・資産課税、納税環境整備

会則時間
1.0

バックナンバーも読み放題!

ぷらっと

PLAT 税理

ぎょうせい

ぎょうせい ライブラリ

インタビュー

令和7年度税制改正大綱の全体像とその背景

自由民主党税制調査会会長 宮沢 洋一

インタビュー日：令和7年1月22日

場所：参議院議員会館

#「103万円の壁」 #年金税制 #中小企業経営強化税制



宮沢洋一会長

I 少数与党になって初めて迎えた税制改正

——お忙しいところ、お時間を賜り、ありがとうございます。今回の税制改正大綱の策定は、いわゆる「壁」論議もあり、例年とはまた違った意味でたいへんな作業になったことと存じますが、その辺の議論の流れなども含めてお話しくだされれば幸いです。

それでは早速ではございますが、令和7年度税制改正大綱の策定作業を振り返り、その感想などをお聞かせください。

宮沢洋一会長（以下「会長」） 令和7年度の税制改正は、昨年度までとは違い、衆議院議員選挙の結果、少数与党になって初めて迎えた改正作業でした。与党、つまり自民党と公明党だけでは過半数に達せず、法案が通らない、こういう状況を受けての税制改正であったわけです。そういう意味では新たな局面を迎えたともいえるでしょう。

そういう中で、通常の税制改正項目と、国民民主党から提案のあった、いわゆる「103万円の壁」の基礎控除や給与所得控除の見直しとを切り分けて作業をしたわけです。「103万

円の壁」以外の通常の税制改正項目については、昨年11月25日に党の税制調査会において議論を開始しました。そして、12月の半ばまでには税制改正の手続をほぼ終えていました。それと並行して、国民民主党との「103万円の壁」の協議が進んでいました。

国民民主党との協議についていえば、まず、補正予算を成立させなければならないということで、その基となる経済対策について政調会長間で協議を行い、合意を得ました。その合意に基づいて補正予算が国会に提出され、3党での協議を経て、最終的には成立しました。その間、維新（日本維新の会）も賛成に回っていただいたということもありました。このような経済対策が一巡した後で、次は税の協議ということで、税調会長と他の党代表との間で協議を進めていきました。

II 123万円の根拠は物価上昇幅

会長「103万円の壁」については、国民民主党から、103万円を178万円に引き上げて、党の公約を実現したいというお話がありました。その理由は、基礎控除について引上げがあった平成7（1995）年から現在まで約30年間、最低賃金がかなり上がってきており、その上昇幅に合わせて75万円を103万円に上乘せしてほしいということでした。最低賃金を理由として挙げるのであれば、むしろ賃金の上昇幅を重視すべきではないかと我々としては考えました。最低賃金は金融政策によって引き上げてきているものであり、そうした意味では実態にそぐわない点が多い。これまでの例や各国の状況等を見れば、基本は物価であろうと考えます。物価の上昇であれば、前回基礎控除を引き上げた1995年以来、30年間で10%、また、物価の中でも基礎的物資（編注・食料、家賃、光熱費等の生活費）に限って言えば20%程度上昇してきています。このような物価を使うのが当然であって、もし賃金を使いたいのであればその上昇幅であろうということです。ただし、賃金については——正確には調べていませんが——実質賃金は下がっているという状況を見ると、おそらく物価の上昇率である10%より低いのではないかと思います。

そのようなことをやりとりして、最終的に自民党としては、物価の上昇幅は10%ではあるが、近年、さらに物価が上昇してきていること、さらに生活費に密接に関係する基礎的物資の上昇幅が20%ということ踏まえれば、基礎控除と給与所得控除を合わせた額も20%程度引き上げるべきであるという結論に達しました。つまり、現行48万円の基礎控除を10万円引き上げて58万円とし、現行55万円の給与所得控除の最低保障額も同じく10万円引き上げて65万円としました。合わせて20万円を現行の103万円に上乘せして123万円とする案を提案したわけです。ところが、国民民主党からは「それでは納得できない」と反対され、引き続き協議することとする中で、政府としては、123万円として税制改正大綱に織り込みました。

自民党としては、103万円についてはこれまでいろいろな対策を講じてきており、壁とい

う認識はないのですが、ただし、大学生のご息がアルバイトをして年収103万円を超える
と、その親において特定扶養控除が使えなくなることは確かに壁であったと認識しています。
したがって、その点につきましては、103万円ではなくて、これを150万円まで引き上げて、
段階的にそれが縮小することによってそうした不都合は起こらないような制度にさせていた
だいたところでした。このような内容を織り込んだ法案を2月のはじめに国会に提出し、審議
いただくこととしています。その中でさらなる合意点が見出せるかどうかという作業を行っ
ていこうとしているのが現在の状況です。

—国会で法案を審議し、修正も入り得るといえるのでしょうか。

会長 おそらくなんらかの修正が行われる可能性は高いのだろうと考えています。

Ⅲ iDeCo等の年金税制の見直し

—それでは、壁論議以外のところで、注目すべき改正点をお聞きしていきたいと思いま
すが、まず、個人所得課税についてはいかがでしょうか。

会長 壁論議以外の個人所得課税について最も大きな改正としましては、個人型確定拠出
年金制度、いわゆるiDeCo等の年金税制の見直しであると思っています。2年前にNISAに
ついて大きな制度改革を行ったわけですが、これにより「貯蓄から投資へ」という流れに火
が付き、多くの個人が積極的に投資を行うようになってきています。年金においてもNISA
と同様な手当てをし、老後の備えをしっかりと行ってもらう必要があるであろうと考えてい
ます。もっともNISAにつきましては老後の備えというよりは、いつでも自由に使えるお金
を用意しておこうとするものですが、iDeCoなどは年金ですから、老後の備えという意味
合いが強くなります。

まず、企業型確定拠出年金、いわゆる企業型DCにつきましては、月額の出限度額が現
行5.5万円であったところを7,000円引き上げて6.2万円とする改正を行うこととしています。
我々が非常に懸念しておりますのは、企業年金のない企業が増えてきているということです。
かつては組合によって運営する年金基金制度があり、多くの社員が年金のいわゆる「3階
部分」を持っていました。現在のように、金利が低迷し、さらに従業員も減っていくとい
う状況の中では、企業年金制度自体が計算の合わない制度になってきてしまっています。こ
うして赤字が嵩み、企業年金を運営する組合がおおかた解散してしまい、いま残っているの
はごくわずかという状況にあります。おそらく2,000万人を超える社員が企業年金を持たな
い状況にあり、このことをたいへん心配しているわけです。

そういう人たちはiDeCoによって老後に備える必要があるわけです。iDeCoの現行の出
限度額は2.3万円ですが、これを企業型確定拠出年金制度と同じように6.2万円に引き上げ
ることにしました。現行に比べ約2.7倍の増額になります。このように年金税制の優遇措置
を充実させたことが、個人所得課税では一番大きい改正であったと思っています。

Ⅳ 中小企業経営強化税制を拡充

——法人課税についてはどうでしょうか。

会長 今回、法人課税についてはそれほど大きな改正はなかったと思いますが、中小企業経営強化税制については必要な措置を講じ、適用期限を2年延長したことを挙げる事ができると思います。必要な措置とは、売上高100億円超を目指す中小企業に対しては、取得した設備等に対して特別償却や税額控除を認め、税制から後押ししようとするものです。

昨年度の改正で資本金が1億円を超える企業を一緒くたに扱うのではなく、従業員数2,000人以下のこれから伸びていく企業を中堅企業と位置づけ、大企業とは違う優遇税制を充実させていくこととしました。このように、資本金1億円超の企業の中に中堅企業があったわけですが、今回の改正では、資本金1億円以下の中小企業であっても売上高100億円超を目指すような企業については、投資計画を策定して経済産業大臣の確認を得ることが条件となりますが、一番大切な建物に対する投資も優遇税制の対象にすることによって、中小企業の中でもさらに上を目指すことを後押しする税制を用意したわけです。

加えて、中小企業の軽減税率の特例についても、さらに2年延長することとしています。



売上高100億円超を目指す中小企業にエールを送る宮沢会長

Ⅴ 防衛財源措置に一定の結論

会長 一方、長年の懸案であった防衛力強化に伴う財源措置について、一定の結論を得たということも大きな特長の一つと考えています。法人税、個人所得課税、たばこ税について増税を行うことによって、必要とする防衛財源である約5兆円のうちの5分の1、つまり1兆円程度を確保するということが令和5年度の税制改正によって決まりました。これについては、令和9年度を最終年として複数年をかけて段階的に実施することとされていました。このため遅くとも令和8年度から始めなくてはなりません。最終的には法人税について、ほとんどの中小企業を除外したうえで、付加税という形で法人税額の4%、実質的には所得金額に対して約1%を新たに課税することになりました。この率は元々4~4.5%とされており、その最低限の4%で課税することとしたわけです。適用は、令和8年4月1日以後開始する事業年度からとされています。

また、たばこ税につきましても、詳細は省きますが、令和8年以降、加熱式たばこ、紙巻たばこについて順次増税していくこととしています。

個人所得課税につきましては、復興特別所得税として令和19（2037）年まで所得税額の2.1%をすべての個人に課税することとされているわけですが、復興にはまだまだ時間がかかるであろうということや、復興債の償還に充てる部分もかなりあるということから、令和19年以降も課税を継続すべきという議論がありました。そのような中で、復興特別所得税2.1%のうち、1.1%を復興財源に充て、残りの1%を防衛費に充てるという方針を決めていましたが、冒頭に申し上げましたとおり、所得税の課税が基礎控除の改正から始まって今後どうなっていくのか読めない状況になることを勘案しまして、今回は個人所得課税については決めないということになりました。しかし、法人税とたばこ税の増税によって平年度ベースで1兆円程度の財源を見込めますので、財源としてはそれなりのものが確保できたということがいえると思います。

VI 退職金課税の見直しは令和8年度以降に

——昨年このインタビューで、退職金課税の見直しの方向性につきましてお話しいただきましたが、この点についてはいかがでしょうか。

会長 退職金に対する課税については今回の大綱をまとめる過程においても勉強をしました。これについては、周知のとおり、勤続年数20年を境にして控除額がそれまでの年40万円から70万円に上昇することから、ある意味で一つの企業に長く勤めること、つまり終身雇用制度を優遇する税制になっているといわれています。これをもう少し中立的な方向に持っていく必要があるという議論がこれまでもなされてきました。去年から今年にかけては5年に一度の年金制度の改正が行われますので、それに合わせて退職金課税についても議論をしようという流れがあったわけですが、「年取の壁」の議論等もあり、十分な議論の時間をとれないことから、先延ばしとなりました。このようなことで、退職金課税について研究等はしましたが、議論はしていないという状況です。これは令和8年度以降の改正ということになると思います。

VII インボイス制度は順調に導入

——改正項目からは離れてしましますが、消費税のインボイス制度の施行状況につきましてはどのようにご覧になっているでしょうか。

会長 インボイス制度につきましては、消費税率を8%から10%に引き上げるときに、8%の軽減税率とともに導入することが決められ、早い段階から予定されていたわけですが、導入が近くなってくると、自分事として事業者の皆様も考えるようになり、いろいろと問題

があるという声が——今から3年くらい前でしょうか——聞かれていたわけです。このことから経過措置も含めて多くの制度を導入し、令和5年10月からスタートしましたが、問題点が出てくればさらに改正して柔軟に対応していくことを私からも関係団体等にお伝えしていたところです。実際にインボイス制度が施行されますと、全く問題がなかったわけではありませんが、かなり順調に導入できたのではないかと考えております。

おそらく今後、2割特例や仕入税額控除のいわゆる8割・5割の経過措置についてどうするかという議論が必要になってくると思いますが、今回の令和7年度税制改正においては特に議論はしていません。

VIII 今後の展望

、——最後に今後の展望としまして、改正の方向性などにつきましてお聞かせください。

会長 今回、少数与党になった関係で、いろいろな人や団体の意見にこれまで以上に耳を傾ける必要あると考えています。与党が考えている課題だけでなく、さらに多くの課題が出てくるのであろうと考えています。そのような中で、法人課税については税率を引き下げたわけですが、今後は、徐々に税率を引き上げていく中で、国内の投資を増やし、国内の市場を広げてくれる法人については減税となり、一方、そういうことに消極的な法人については増税となるというようなメリハリが必要になると考えています。

また、個人所得課税については基礎控除等の議論を今後もしていかななくてはならないわけですが、かつて基礎控除を10万円引き上げ、給与所得控除を10万円引き下げたような、基礎控除を増やしていく方向はあり得ると思います。また、所得の種類に関係する給与所得控除や年金所得控除から人的控除に移していくという流れも必要であると考えています。

——ありがとうございました。



〔聞き手及び写真：小誌編集部〕